

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年3月 22 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

國民年金關係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受) 第2300464号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国) 第2300040号

第1 結論

昭和48年*月から同年*月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和28年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年*月から同年*月まで

私は、A村(現在は、B市)役場から委託された集金人の方から、未納であった請求期間の国民年金保険料を特例措置により遡って納付することができると教えてもらい、納付額は分からぬが、一緒にその話を聞いていた母が集金人の方にまとめて納付した。

母が請求期間の国民年金保険料を納付した時期は、請求期間直後の昭和49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付した昭和51年3月16日以降から昭和52年頃までであったと記憶している。

請求期間が未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は請求期間について、集金人から、徴収権が時効により消滅した国民年金保険料を納付することができる制度(以下「特例納付制度」という。)を教えられ、請求期間直後の昭和49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付した昭和51年3月16日以降から昭和52年頃までの間に、特例納付制度により請求期間の国民年金保険料を集金人に納付した旨陳述している。

しかしながら、特例納付制度はこれまでに3回実施されているが、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したと主張する時期においては、第2回特例納付制度は既に終了しており、また、第3回特例納付制度が開始される前であるため、請求者は請求期間の国民年金保険料を納付することはできない上、集金人に請求期間の国民年金保険料を納付した請求者の母親は高齢のため、納付状況について聴取することができない。

なお、B市は、集金人が特例納付制度による国民年金保険料を集金していたかどうかは不明と回答している。

また、社会保険事務所(当時)が作成した国民年金被保険者台帳(以下「特殊台帳」という。)

の「保険料に関する記録」欄は、国民年金保険料が納付されていた場合、納付月数が記載されるところ、請求者に係る特殊台帳の昭和48年度の「納付月数」欄は「03」（3か月を表している。）と記載されている上、A村役場（当時）が作成した請求者に係る国民年金被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）における昭和48年度の検認記録欄においても、国民年金保険料が納付されていた場合、検認印又は日付が記載されるところ、請求者に係る被保険者名簿の検認記録欄は、請求期間は空欄とされ、昭和49年1月から同年3月までの期間については「納 51.3.16」と記載されており、特殊台帳及び被保険者名簿における昭和48年度の納付月数はオンライン記録と一致している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。